高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

１号様式（第７条第１項関係）

|  |
| --- |
| 特定路外駐車場設置（変更）届出書 |
|  | 年　　月　　日千　代　田　区　長 　殿（特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。 |  |
| １駐車場の名称 |  |
| ２駐車場の位置 |  |
| ３　　規　　　模 | イ 駐車場の区域の面積 | 平方メートル |
| ロ　駐車場の用に供する部分の面積 | ａ　駐車の用に供する部分の面積 | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル（駐車台数　　　台） |
| それ以外の部分 | 平方メートル（駐車台数　　　台） |
| ｂ　車路等の面積  | 平方メートル |
| ４ | 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　　　台 |
| 路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 |
| 移動等円滑化のために必要な構造及び設備 | 特 殊 の 装 置 | イ 特殊の装置の有無 |  |
| ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第４条の規定による認定の概要 | ａ　認定の番号 |  |
| ｂ　特殊の装置の名称等 |  |
| ５従業員概数 |  |
| ６　供用開始（予定）日 |  |
|  |

備　考

一　特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

二　３のロのａ欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の荷卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三　３のロのａ欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

四　３のロのｂ欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

五　４のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

六　４のロのａ欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

七　４のロのｂ欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

記入要領

設置届の場合は（変更）を二重線で消す

変更届の場合は設置を二重線で消し、（変更）を囲む

駐車マス、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のために必要な施設の総面積を記入

|  |
| --- |
| 特定路外駐車場設置（変更）届出書 |
|  | 年　　月　　日千　代　田　区　長 　殿（特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。届出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入個人の場合は個人名のみを記入 |  |
| １駐車場の名称 |  |
| ２駐車場の位置駐車場の敷地面積を記入 |  |
| ３　　規　　　模 | イ 駐車場の区域の面積 | 平方メートル |
| ロ　駐車場の用に供する部分の面積 | ａ駐車の用に供する部分の面積 | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル（駐車台数　　　台） |
| それ以外の部分 | 平方メートル（駐車台数　　　台） |
| ｂ車路等の面積  | 平方メートル |
| ４ | 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設　　　　台駐車のために必要な施設の総面積のうち、駐車マスの面積を抜いた面積を記入 |
| 路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 |
| 移動等円滑化のために必要な構造及び設備 | 特 殊 の 装 置 | イ 特殊の装置の有無 |  |
| ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第４条の規定による認定の概要 | ａ　認定の番号 |  |
| ｂ　特殊の装置の名称等駐車場の管理に従事する人数 | 用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記入 |
| ５従業員概数 |  |
| ６　供用開始（予定）日 | 届出た内容で供用を開始しようとする日 |
|  |

備　考

一　特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

二　３のロのａ欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の荷卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。

三　３のロのａ欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

四　３のロのｂ欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

五　４のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

六　４のロのａ欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

七　４のロのｂ欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。